## 不適格建築物調書

※確認済証番号 確認済証交付年月日								地域・地区						
建築主住所氏名						電話								
建	築	場	所	和光市										
工事の概要			増築 改築		移転	大	大規模の修繕		大規模	の模様替	用	途変更		
全体計画認定				無し		有り		認定工事		数 回 今回		工事 回		
				基準時(注4)		現 在		除却部分		申請部分		合	計	
敷	地	面	積		$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$	
建	築	面	積		$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$	
延	ベ	面	積		$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$	
不	不適格部分			$m^2$		$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		$m^2$		
不適格建	用		途				構 造				階 数			
				既存不適格建築  限の緩和の根拠			の条項i 及び番号	並びにその部分 ♂(注6)		++ >46 p.L. ( >>, 4 >		既存不適格建 築物であった		
	法又は条例の条項		施行令	の条項	法 ス よ 条 例 の 条 項	位	置	番号	基準時(注4) 及び理由		ことの根拠を 示す添付書類 の種類(注7)			
築物														
の概														
要														
備考														

- (注)1 工事の完了後においても引き続き建築基準法第3条第2項の規定の適用を受ける部分のみ 記入すること。
  - 2 ※欄には、記入しないこと。
  - 3 確認申請書の正本及び副本にそれぞれ1部添付すること。
  - 4 「基準時」とは、建築基準法施行令第137条の規定による期間の始期をいう。
  - 5 不適格部分欄には、建築基準法施行令第137条の7又は第137条の12第3項の規定の適用を受ける場合のみ面積を記入すること。
  - 6 建築物の配置図及び各階平面図に不適合の部分の位置及びその番号を明示すること。
  - 7 既存不適格建築物であることの根拠を示す添付書類として検査済証、登記事項証明書等の 証拠となる書類を添付すること。